



令和6年3月11日（月） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
人事課	人事管理対策監	橋本	内線 2242 直通 058-272-1135 FAX 058-278-2533
危機管理政策課	管理調整監	鈴木	内線 2811 直通 058-272-1121 FAX 058-278-2524

本県職員の処分について

県は、本県職員の処分を、令和6年3月11日付けで下記のとおり行いました。

記

県庁舎内における喫煙事案

(1) 被処分者

現所属	職級	年齢・性別	処分の内容
防災課	課長級	54歳・男性	戒告

・根拠 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

・処分事由 令和6年1月中旬頃から同年2月7日頃にかけて、1日3回程度、県庁舎内で喫煙し、健康増進法第29条第1項及び岐阜県庁内管理規則第2条第1項の規定に違反した。

現所属	職級	年齢・性別	処分の内容
防災課	課長級	62歳・男性	戒告

・根拠 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

・処分事由 令和5年8月13日頃から同年12月末にかけて、週に1、2回程度、令和6年1月1日から同年2月7日頃にかけて、1日5、6回程度、県庁舎内で喫煙し、健康増進法第29条第1項及び岐阜県庁内管理規則第2条第1項の規定に違反した。

県庁舎敷地内での喫煙に関する聞き取りを受けた令和6年2月15日から同月21日までの間、1日2、3回程度、県庁舎駐車場で喫煙し、健康増進

法第29条第1項及び岐阜県庁内管理規則第2条第1項の規定に違反した。

- ・なお、上記2名以外に、県庁舎内で喫煙を行った職員2名に対し、注意等の措置（厳重注意（文書））を行った。

(2) 管理監督職員

上記事案に関し、当該職員を管理監督する立場にあった者に対して、管理監督責任に基づく措置を行った。

- ・懲戒処分以外の措置

措置の内容	対象者数
厳重注意（文書）	3名